

## 令和2年2月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和2年2月13日（木） 開会 午後2時 3分  
閉会 午後2時56分

場所 議会運営委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長

杉島理一郎副委員長、井上航副委員長

松澤正委員、白土幸仁委員、木下高志委員、田村琢実委員、本木茂委員、

小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、井上将勝委員、木村勇夫委員、

安藤友貴委員、権守幸男委員、秋山文和委員

出席者 神尾高善議長、新井豪副議長

欠席委員 齊藤正明委員 → 代理出席：小島信昭議員

説明者 奥野立副知事、石川英寛企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和2年2月閉会中 議会運営委員会における発言  
(令和2年2月13日(木))

**委員長**

1 2月定例会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**奥野副知事**

委員長のお許しをいただいたので、2月定例県議会に提案させていただく議案について、説明させていただく。

お手元の資料「埼玉県議会令和2年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

2月定例県議会に提案を予定している議案は、予算21件、条例18件、財産の取得1件、事件議決6件、基本的な計画の策定等5件の計51件である。

これらの詳細については、この後、企画財政部長から資料に基づいて説明するが、私から概要について説明させていただく。

まず、令和2年度当初予算案である。歳入については、税制改正による影響や海外経済の動向等の影響を受け、法人二税の減収が見込まれるものの、消費税率の引上げに伴う地方消費税の増収を見込み、県税全体では増収を見込んでいる。また、地方財政対策に基づき、地方交付税については増額を、臨時財政対策債については減額を見込んでいる。歳出については、幼児教育の無償化に伴う保育所等への運営費負担金の平年度化により扶助費の増加を見込んでいるほか、市町村介護保険財政支援事業費、後期高齢者医療対策費の増加などを見込んでいる。その結果、財源不足が生じることとなったが、財政調整のための基金を437億円取り崩して調整するなどの対応をしたところである。令和2年度当初予算案の規模は、一般会計では1兆9,603億1,500万円、対前年度伸び率では3.8%の増となったところである。また、特別会計と企業会計を加えた全会計合計では3兆4,508億5,773万9千円、対前年度伸び率では0.8%の減となっている。

次に、国の補正予算に対応した補正予算案についてである。補正予算案の内容は、防災・減災対策など、緊急性の高い箇所を中心に公共事業を追加するものである。この補正予算案については、早期に着手し、令和2年度当初予算と一体的に事業執行することで、災害からの復旧・復興を加速させ、県内経済を持続的に活性化させることを意図している。そのため、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の配慮をお願いするものである。

条例については、新規条例が4件、一部改正条例が13件、廃止条例が1件である。主なものとしては、埼玉県立精神保健福祉センターのうち自立訓練施設の管理を指定管理者に行わせることができることとする「埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例」、ヤードにおける自動車等の保管又は解体に、届出等の規制を新たに設ける「埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」などがある。

このほか、財産の取得や事件議決、「埼玉県5か年計画等の変更について」を含む基本的な計画の策定等がある。

以上、甚だ簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

**企画財政部長**

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会令和2年2月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じる。

1ページの1番から4ページの20番までの「予算」は、後ほど資料3により説明させていただく。21番から7ページの38番までの「条例」は、後ほど資料2により説明させていただく。39番の「財産の取得について」は、国の備蓄計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を購入するものである。40番から8ページの45番までは「事件議決」である。40番の「包括外部監査契約の締結について」は、令和2年度の包括外部監査契約を公認会計士の中澤仁之氏と締結することについて、議会の議決を求めるものである。41番と42番は、県が行う土地改良事業などに要する経費のうち、関係市町の負担額について、議会の議決を求めるものである。8ページの43番「埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更の同意について」は、公社から三郷流山橋有料道路事業への出資による基本財産の額の増加に伴い、定款を変更することについて同意を求められたので議会の議決を求めるものである。44番は、県が行う急傾斜地崩壊対策事業に要する経費のうち、関係市町村の負担額について、議会の議決を求めるものである。45番の「地方独立行政法人埼玉県立病院機構の定款を定めることについて」は、同機構を設立するため、新たに定款を定めることについて、議会の議決を求めるものである。46番から9ページの50番の「基本的な計画の策定等」は、「埼玉県5か年計画等」の変更のほか、4つの計画の策定等について、議会の議決を求めるものである。51番は後ほど資料4「令和元年度2月補正予算案の概要」により説明させていただく。

続いて、条例案を説明させていただく。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、毒物及び劇物取締法の一部改正等に伴い、規定の整備等をするものである。2番の「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童虐待防止対策や災害対応体制の強化等に対処するため、知事部局等の職員の定数を改定するものである。3番の「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、補償基礎額に関する規定を整備するものである。2ページの4番「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は、地方自治法の一部改正を踏まえ、知事等の県に対する損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がないときの賠償責任を一部免責するものである。3ページの5番「埼玉県職員の互助共済団体に関する条例の一部を改正する条例」は、互助共済団体の会員である職員の給与から控除し、当該団体に払い込むことができる掛金等として、損害保険に係る保険料を追加するものである。6番の「埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例」は、浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関し必要な事項を定めるものである。7番の「埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例」は、同センターのうち自立訓練施設の管理を指定管理者に行わせることができるようにするなど必要な事項を定めるものである。4ページの8番「地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例」は、地方独立行政法人法の一部改正を踏まえ、県が設立した地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定めるものである。9番の「埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例」は、県立病院の地方独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人評価委員会に関し必要な事項を定めるものである。5ページの10番「埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例」は、大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、高等看護学院の入学料及び授業料の減免に関する規定を整備するものである。6ページの11番「埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例」は、医師法の一部改正に伴い、臨床研修病院に係る規定を整備するものである。12番の「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員に関する規定を整備するものである。13番の「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、食品衛生法等の一部改正に伴い、新たに

省令で定めることとされた基準に係る規定を削除等するものである。7ページの14番「埼玉県卸売市場条例を廃止する条例」は、卸売市場法の一部改正に伴い、開設許可等の規定を廃止するため、条例を廃止するものである。15番の「埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更により、学校職員の定数を改定するものである。8ページの16番「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、教育委員会が講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものである。17番の「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例」は、古物営業法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。18番の「埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」は、ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるものである。条例については、以上である。

続いて、当初予算関係を説明する。資料3「令和2年度埼玉県当初予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1ページ中ほどの「予算規模」にあるとおり、一般会計の総額は1兆9,603億1,500万円、前年度比3.8%の増となっている。また、全会計の合計では3兆4,508億5,773万9千円、前年度比0.8%の減となっている。

2ページの「I 令和2年度当初予算案のポイント」である。まず、「主要施策の構成」についてだが、令和2年度当初予算は「安心・元気スタートアップ予算」として、「安心・安全しっかり確保」「持続可能な成長・発展」「誰もがいきいき活躍」の3つの柱に最優先で取り組むとともに、5か年計画に基づく各施策の推進に向け、限られた財源を重点的に配分した。3ページの「県税収入」については、税制改正や海外経済の動向などの影響により、法人二税などが減収となるものの、地方消費税が増収となるため、対前年度14億円(0.2%)の増となる7,755億円を計上している。次に、「公共事業費」については、台風第19号の被災を踏まえ、防災・減災対策を強力に推進するため、対前年度86億円(9.2%)の増、過去10年間で最大となる1,016億円を計上している。次に、「県債残高」については対前年度230億円(0.6%)の減となる3兆8,147億円、臨時財政対策債等を除く県債残高は1兆8,989億円となり、18年連続の減少となった。

4ページの「II 令和2年度予算編成の概要～歳入の状況～」についてである。(1) 県税収入については、繰り返しとなるが対前年度14億円(0.2%)増の7,755億円となったところである。また、地方譲与税については、地方法人課税の偏在是正措置として特別法人事業譲与税を創設する影響などにより、対前年度163億円(14.4%)の増となる1,294億円を計上している。5ページの(2) 地方交付税については、国の地方財政対策を踏まえ、対前年度135億円(6.6%)の増となる2,187億円を計上している。また、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税については、対前年度50億円(1.5%)の増となる3,227億円を計上している。(3) 県債については、河川の決壊対策などの公共事業をはじめ緊急性、必要性の高い事業の財源として活用することとし、対前年度61億円(2.8%)の減となる2,098億円を計上している。減額の主な要因は、臨時財政対策債の減少によるものである。(4) 基金の活用については、財政調整のための基金を対前年度223億円減の437億円を取り崩すことにより、歳入と歳出の均衡を図ったところである。6ページの「歳出の状況」についてである。(3) 投資的経費については、県有施設の長寿命化に係る修繕や公共事業費の増加により、対前年度114億円(7.2%)の増となっている。(4) 補助費については、市町村介護保険財政支援事業費などが引き続き増加していることにより、対前年度135億円(4.7%)の増となっている。(5) 県税交付金等については、消費税率の引上げにより、地方消費税市町村交付金及び地方消費税清算金が増加となり対前年度582億円(20.7%)

の増となっている。

7ページの「Ⅲ 主要施策の概要」について説明させていただく。「安心・元気のスタートアップ予算」に係る主な事業である。まず、1つ目の柱、「安心・安全しっかり確保」のうち(1)災害に強い埼玉の構築についてである。1つ目の口、「危機や災害に強い体制づくり」については、新たに危機や災害に対処する具体的なシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことにより埼玉版FEMAとして関係機関との連携強化を図る。次に、4つ目の口、「激甚化する降雨への対応」については、新たに「県土強靱化緊急治水対策プロジェクト」に取り組み、河川の決壊対策、漏水・浸透対策、溢水・越水防止対策、浚渫の強化等を実施する。8ページの(2)県民の安全強化についてである。2つ目の口、「警察の活動基盤の強化」については、狭あい化が著しい越谷警察署の改築に向けた設計などに着手することに加え、(仮称)川口北警察署の新設用地を取得してまいる。9ページの(3)医療体制の充実についてである。1つ目の口、「医療提供体制の強化」については、後期研修医の獲得・定着を図るため、県内病院に県外大学病院から指導医及び専門医をチームで招へいし、後期研修の指導体制を強化してまいる。次に、2つ目の口、「救急医療体制の強化」については、緊急性の高い救急事案に迅速に医療を提供するため、ドクターカーの広域運行拠点を整備する。

10ページの2つ目の柱、「持続可能な成長・発展」のうち(1)東京2020オリンピック・パラリンピックの成功に向けた取組についてである。大会期間中イベント「Exciting SAITAMA」や聖火リレーの実施に加え、関連イベントとして「世界ゴールド祭2020」及び「埼玉WABI SABI大祭典2020」等も開催する。11ページの2つ目の口、「東京2020オリンピック・パラリンピック後を見据えた埼玉の魅力発信」のうち、1つ目の事業「民間連携による魅力ある埼玉の観光づくり」については、新たにアニメやeスポーツなどのコンテンツを生かした広域観光を促進する。12ページの(2)埼玉の稼げる力の向上についてである。1つ目の口、「先端産業創造プロジェクトの推進」については、県内企業の稼げる力を高めるため、医療・ヘルスケア、ロボットなどの重点5分野を対象に研究開発から事業化までを一貫して支援してまいる。14ページの2つ目の口、「スマート農業の推進」については、新たにスマート農業技術の実証や未来型果樹園の実証展示、施設園芸の省力化に必要なスマート農機の導入支援を行ってまいる。その下の口、「スマート林業の推進」については、新たに航空レーザを活用した森林資源調査の実施や森林資源情報を市町村等と共有できるクラウドシステムを構築する。15ページの(3)未来を見据えた基盤づくりについてである。1つ目の口、「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」については、市町村へのヒアリングや専門家の派遣を行うとともに、地域特性を踏まえたまちづくり方策の検討等に取り組んでまいる。16ページの1つ目の口、「『あと数マイルプロジェクト』の推進」については、公共交通の利便性向上策を検討するため、有識者会議を設置し交通流動調査等を実施するとともに、ミッシングリンクやボトルネック箇所解消などにより円滑な交通を確保してまいる。

17ページの3つ目の柱、「誰もがいきいき活躍」のうち(1)人生100年を見据えたシニアの活躍推進についてである。1つ目の口、「『人生100年プロジェクト』の推進」については、新たにコバトン健康マイレージにおいて、スポーツ施設等の利用でポイントを付与することなどにより参加者の拡大を図ってまいる。18ページの1番下の口、「シニアのいきいきとした活躍の支援」については、新たに県民活動総合センターにシニア向けワンストップ型の総合窓口を設置し、セカンドキャリアセンターによる就職支援を開始する。19ページの(2)子育て応援埼玉についてである。2つ目の口、「病児保育の充実」については、病児保育事業を新たに実施する施設へ助成するとともに、県内2施設で病児保育送迎システムのモデル事業を実施し、効果を検証してまいる。20ページの1番下の口、「私立高校における教育費負担軽減のための助成」については、全国トップレベルにある県内私立高校の授業料補助について、補助

対象を年収約720万円未満世帯まで拡大する。21ページの(3)誰もが活躍できる社会の実現についてである。1つ目の口、「共生社会プロジェクトの推進」については、女性が働きやすい環境の整備を進めるため、「多様な働き方実践企業」の更なる拡大や男性の育児休業等取得促進キャンペーン等を実施してまいる。また、LGBTQの実態調査を実施するとともに、働きやすい職場づくりについて企業等へ啓発してまいる。22ページの1つ目の口、「世界のSAITAMAプロジェクト」の推進については、新たにアメリカ合衆国オハイオ州への訪問団派遣や日本語教室での語学指導体験の場を提供することなどで子供や若者の国際交流を支援する。

23ページからは、5か年計画に基づく各施策の推進について、6つの分野ごとに主要な事業を説明させていただく。

まず、1つ目の分野「未来への希望を実現する」のうち、「子供を安心して生み育てる希望をかなえる」についてである。25ページの1つ目の口、「保育士の確保・定着の促進」については、潜在保育士向けの就職準備金貸付事業を創設するとともに、新卒保育士向けの貸付、保育士試験合格者に対する受験料の補助等を実施する。次に、上から4つ目の口、「児童虐待防止対策の充実」については、児童相談所における相談機能の強化として、老朽化・狭あい化した熊谷児童相談所を移転新築するとともに一時保護所を一体的に整備する。27ページの「誰もが健康で安心して暮らせる社会をつくる」についてである。1つ目の口、「健康長寿埼玉プロジェクトの推進」については、健康経営実践企業への支援や受動喫煙防止対策を進めてまいる。28ページの上から2つ目の口、「地域包括ケアシステムの構築」については、専門職で構成する「総合支援チーム」を市町村に派遣しノウハウを蓄積できるように支援してまいる。また、新たに高齢者の生活を支援するサービスを実施している店舗などをホームページで紹介し、高齢者とのマッチングを促進することで高齢者の生活支援及び介護予防を推進してまいる。

29ページの2つ目の分野「生活の安心を高める」のうち「医療の安心を提供する」についてである。1番下の口、「県立病院の機能拡充」については、小児医療センターにおいて、さいたま赤十字病院との連携による小児生体肝移植を本格的に実施する。また、先進的がん医療として、がんセンターにおいて、がんゲノム医療を、小児医療センターにおいて、がん免疫療法であるCAR-T細胞療法を本格的に実施する。31ページの「暮らしの安心・安全を確保する」についてである。32ページの上から4つ目の口、「運転免許証更新時の高齢者講習の受け入れ枠の拡大」については、高齢運転者の増加に対応するため、高齢者講習施設の新設に向けた設計を行う。さらに、令和元年度に整備した運転免許センター高齢者講習棟の運用を開始し、高齢者講習などの待ち日数の縮減を図ってまいる。33ページの上から2つ目の口、「高度浄水処理施設の整備」については、河川の水質異常等に対応し安全な水を安定供給するため、県営浄水場に高度浄水処理施設を整備してまいる。34ページの「危機や災害に備える」についてである。35ページの1つ目の口、「防災関連公共事業の推進」については、大型化する台風などによる浸水被害の軽減対策や土砂災害対策、排水機場や農業用ため池の耐震化などを推進してまいる。

36ページの3つ目の分野「人財の活躍を支える」のうち「一人一人が人財として輝ける子供を育てる」についてである。2つ目の口、「グローバル化など時代の変化に対応する教育の推進」のうち2つ目の事業「ICT教育環境の整備」については、県立高校におけるタブレット端末等の活用や一人一台端末の実現に向けたBYODの実証研究を進めてまいる。1番下の口、「特別支援学校の整備」については、新たに高校内分校3校の整備や大宮北特別支援学校の増築を進めてまいる。38ページの「多彩な人材が活躍できる社会をつくる」についてである。3つ目の口、「若者人材の県内企業への就職支援」については、就職氷河期世代の求職者に対する正社員化支援及び企業に対する受入体制支援と定着支援等を実施する。40ページの1つ目の口、「障害者の自立支援」については、新たに障害者と健常者が共に働き、庁内定型業務を一

括処理するスマートステーションを開設する。

41ページの4つ目の分野「成長の活力をつくる」のうち「埼玉の成長を生み出す産業を振興する」についてである。3つ目の口、「県内経済を支える中小企業の支援」のうち1つ目の事業「商工団体等を通じた小規模事業者への経営支援」については、小規模事業者の経営を支援するために商工団体が実施する事業への助成を拡充する。1番下の口、「渋沢栄一創業プロジェクトの推進」については、スポーツ分野のベンチャー企業等へ専門家等による助言指導・マッチング・資金調達の支援等を実施する。43ページの「埼玉の農林業の成長産業化を支援する」についてである。スマート農林業の推進に取り組むとともに、5つ目の口、「県産木材の利用拡大による林業の振興」のうち1つ目の事業「民間住宅などにおける県産木材の利用拡大」については、梁・桁に県産木材を使用した新築住宅等へ新たに助成をする。44ページの「埼玉の活力を高める社会基盤をつくる」についてである。4つ目の口、「地域公共交通の活性化」については、赤字バス路線の維持対策費用等の助成をはじめ、新たにデータ活用による交通ネットワークの再編支援を行ってまいる。

45ページの5つ目の分野「豊かな環境をつくる」のうち「持続的発展が可能な社会をつくる」についてである。46ページの4つ目の口、「プラスチックごみ削減の促進」については、引き続き、マイクロプラスチック対策を進めるとともに、大学生等の若者とプラスチックごみ削減に向けたイベントを企画・運営してまいる。47ページの「豊かな自然と共生する社会をつくる」についてである。48ページの2つ目の口、「川の再生」のうち1つ目の事業「川の国埼玉はつらつプロジェクトの推進」については、市町村の地域振興の取組と連携し、水辺空間の整備・拡充を図ってまいる。

49ページの6つ目の分野「魅力と誇りを高める」のうち「県民が誇れる埼玉の魅力を高める」についてである。1つ目の口、「戦略的な広報による魅力発信」については、令和3年度に迎える埼玉県誕生150周年に向けて記念WEBサイトの開設等により機運を醸成してまいる。3つ目の口、「既存資源の徹底活用と観光基盤の整備」については、大河ドラマの主人公に決定した渋沢栄一翁を軸とした広告展開や大河ドラマ館の運営支援などを行う。51ページの1番下の口、「大宮公園の整備」については、老朽化した体育館の撤去やスーパー・ボールパークに係る調査・検討を進めてまいる。52ページの「支え合いで魅力ある地域社会をつくる」についてである。1つ目の罫、「彩の国いきがい大学の刷新」については、シニアの地域での活躍に向けカリキュラムを刷新するとともに、「埼玉未来大学」へ名称を変更する。

53ページから58ページについては、部局が連携して取り組む「ワンチーム埼玉の施策」「財政健全化に向けた取組」などについてまとめたものである。

59ページ以降は、一般会計と特別会計、企業会計の計数表である。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

資料3については、以上である。

続いて、令和元年度補正予算案を説明する。資料4「令和元年度2月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。この補正予算は、国の補正予算に迅速に対応し、防災・減災、国土強靱化などを図るため、公共事業を追加したものである。「2 補正予算の規模」は、一般会計で152億4,898万2千円となっている。「3 内容」について説明する。まず、1つ目の○、「公共事業の追加」については、河川事業や道路事業など、緊急性の高い箇所を中心に事業を実施する。2つ目の○、「繰越明許費の設定」については、今年度中に事業が完了しない見込みのものについて、「繰越明許費の設定」をお願いするものである。「4 主な財源」については、主に県債や国庫支出金を中心とした特定財源で対応する。

資料5は、一般会計補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。なお、この補正予算案については、先ほど副

知事からも説明したとおり、早期に着手し令和2年度当初予算と一体的に執行することで災害からの復旧・復興を加速させ、県内経済を持続的に活性化させることにつながると考えている。他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いするものである。

以上が、2月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしくお願い申し上げます。

#### 委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

#### 議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、2月定例会で審議する請願の締切は、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

#### 委員長

3 2月定例会の会期予定等についての(1)代表質問のA 質問者数、質問日数及び質問順位についてである。

まず、質問者数についてだが、前任期は、議案を提出できる会派、議員定数の12分の1、8名以上の会派の代表者が代表質問を行っていたが、今任期についても同様とすることによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

それでは、自民、県民、民主フォーラム、公明の各1名とすることによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、質問日数についてだが、2日間とすることによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、質問順位についてだが、代表質問初日に自民、県民の順に、代表質問2日目に民主フォーラム、公明の順に行うことによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、イ 質問時間についてだが、45分とすることによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、ウ 答弁者についてだが、先例どおり、原則として知事、副知事、会計管理者、公営

企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び行政委員会の長とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)一般質問についてのア 質問者数及び質問日数についてだが、1日3人で3日間、計9人ということではいかか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 会派別日別質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

**委員長**

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民4名、県民2名、民主フォーラム1名、公明1名、共産党1名ということではいかか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。2日目、自民1名、公明1名、共産党1名。3日目、自民2名、県民1名ということではいかか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)代表質問及び一般質問者氏名並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日の2月19日(水)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4)予算説明会についてだが、お手元の資料2のとおり実施することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、この説明会の開催については、本日付けで各議員に通知するので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、代表質問初日の2月26日(水)に係るものについては2月21日(金)の正午まで、代表質問2日目の2月27日(木)に係るものについては2月25日(火)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 令和2年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、今年度の特別委員会の名称、定数及び付託事件について記載した資料3をお手元に配布しておいた。

このことについて、各会派で御検討いただき、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じますので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 選挙管理委員及び同補充員の選挙についてだが、委員等の任期が来る3月28日に満了することに伴い、選挙を行われたい旨の通知が、選挙管理委員会委員長から議長宛てにあった。

そこで、選挙管理委員及び同補充員、それぞれ4名を選挙する必要がある。

先例によれば、選挙は指名推選の方法で行うことになっている。

選挙管理委員等の候補者については、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じますので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

6 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料4及び資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

## 政策調査課長

お手元の資料4「本会議のテレビ中継予定（案）」を御覧願う。

これまでと同様、2月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日前日の委員長報告は生中継で、代表質問、一般質問については1日分を1時間、予算特別委員会の総括質疑については1日分を2時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。なお、予算特別委員会については、会派別質疑時間に応じて、会派別の放送時間を割り振らせていただきたいと存じる。

編集に当たっては、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目を選んでいただく。代表質問及び一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね一週間後の夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。また、予算特別委員会の様子は総括質疑の6日後の25日の夜7時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料5「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議、さらに予算特別委員会の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「2月定例会ダイジェスト」として、4月5日（日）と12日（日）に分けて放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

## 委員長

7 5か年計画等の策定等についてだが、先ほど奥野副知事から発言があったとおり、本定例会で議案の提出が見込まれることから、過去の例に倣い、5か年計画等に関する特別委員会を設置し、審査をいただきたいと考えているが、よいか。

< 了 承 >

## 委員長

それでは、2月定例会中の議会運営委員会において、5か年計画等に関する特別委員会の設置に向けて御協議いただきたいと存じるので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

## 委員長

8 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく策定等予定計画一覧表についてだが、令和元年度分については、平成31年2月定例会招集告示日の議会運営委員会において確認されたが、変更が生じたことから、改めて、資料6のとおり知事から議長宛てに提出された。

また、令和2年度分として、資料7のとおり知事から議長宛てに提出されたので、併せて御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

9 予算特別委員会へのICT機器の持込みについてだが、お手元の資料8を御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

今年度の予算特別委員会においても、昨年度に引き続きＩＣＴ機器の持込みを実施してはどうかと考えている。その際は、「ＩＣＴ機器は、委員会審査の補助のために使用する。持込み可能なＩＣＴ機器は、各議員に貸与されているシンクライアント端末に限定する。シンクライアント端末のスピーカーを消音モードにするなど、審査の妨げとならないよう配慮する。」という条件を付した上で、認めることといたしたいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

## 委員長

それでは、予算特別委員長には私から申し伝えておく。

## 委員長

10 その他の次回議会運営委員会の確認の前に、先ほどの執行部の説明の中で、急施を要する旨の発言があった「令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）」の議案の取扱い等については、今後の議会運営委員会において御協議いただきたいと存じるので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

## 委員長

次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、2月定例会開会日・2月20日（木）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

## 秋山委員

令和2年度当初予算について、議会への提出前にマスコミが報道したということがあった。埼玉県は知事決裁の予算について、公表までに非常に長い間かかっている。議会に真っ先にとということであれば、まず会派の代表者の方々に説明をするなど、前倒しで進めていただけないかと思う。東京都議会では2月19日に開会するが、1月下旬には公表されており、埼玉県議会でも同じように予算の公表については特段の前倒しでやっていくべきではないかと思っており、委員長にどこかで協議できないかという提案である。